

入会林野における新旧住民間の権利関係—苓北町志岐財産区分収林を事例に—

山下詠子（日本学術振興会・東農工大）

要旨：入会林野はかつてのような自給的利用はなされなくなり、一方で入会集団をめぐっては周縁部の過疎化と中心部の混住化が進行している。入会権に変容をもたらす一因が混住化の進行であることから、本論文では、熊本県天草郡苓北町志岐財産区分収林を事例として、入会林野である財産区分収林において新旧住民間の権利関係がどのように設定されているか、その実態を明らかにすることを課題とした。結果として、①新旧分離——財産区分収林の権利者は旧戸に限られ、区とは別組織・別会計にて分収林を管理するケース、②新戸許容——財産区分収林は区の財産として位置づけられ、新戸であっても区民であれば権利が発生するケース、③新旧分離と新戸許容の複合型——財産区分収林は区の財産であるが、分収林からの収益の分配時は新戸と旧戸で権利内容が異なるケース、の3つのパターンが見いだされた。

キーワード：入会林野、権利関係、財産区分収林、苓北町志岐財産区

Abstract : Iriai (communal) forests are no longer used for self-sufficient materials. Additionally, some rural areas have become depopulated along the fringes of the community and others have been urbanized in the central area. This study analyzed Iriai rights, especially as the basis for community membership for new arrivals as opposed to established Iriai rights-holders in relation to the profit-sharing reforestation on the Shiki property ward in Reihoku Town, Kumamoto Prefecture. Currently, there are three common responses to new community members. In the first case, established Iriai rights-holders do not accept new arrivals as members of the Iriai group, because of which members of the established Iriai rights-holders group separate themselves from the entire community. In the second case, Iriai rights-holders accept new arrivals as members of the Iriai group. In the third case, Iriai rights-holders accept new arrivals as members of the Iriai group but define the rights differently for each of those two categories.

Key words : Iriai (communal) forests, Iriai rights, profit-sharing reforestation, Shiki property ward

I 背景

旧来より入会林野は人々の生活・生産資材の源であったが、燃料革命と拡大造林政策により自給的利用から人林としての利用へ転換した。また、農山村の周縁部では過疎化が進む一方、地方都市等の中心部では混住化が進行し、地域社会も大きな変化を遂げている。これらの変化のもと、入会林野と入会集団を結びつける入会権の権利内容はどうなっているかが、近年の入会林野研究においては重要なテーマとなっている(3)。とりわけ、混住化の進行による新旧住民間の権利関係のあり方は入会権変容の典型的テーマといえる。入会林野の所有名義（地盤登記名義）にはありとあらゆるもののが存在することから、山下（2011）では、入会林野の所有名義と権利内容との関係性を論じたが(3)、入会権の変容をもたらす要因としては他に、入会林野の面積、森林資源の内容、林野

の利用方法、混住化の進行度合い、地域に特有の歴史、等様々なものが考えられ、更なる事例研究の蓄積が必要である。

II 課題と方法

入会権の変容をもたらす要因を分析するためには、条件の似通った入会林野の事例を複数取り上げて比較することが有効と考えられる。そこで本論文の課題を、熊本県天草郡苓北町の志岐財産区分収林を事例として、財産区分収林において新旧住民間の権利関係がどのように設定されているか、その実態を明らかにすることとする。財産区分収林は、財産区有林に地元住民が義務出役で植林・育林してきた分収林である。地盤の所有は財産区であるが、地上部分は各部落の純粋な入会財産であり、財産区有地入会として捉えられる。また、各部落が義務出

役により労力を投下してきた人工林という入会財産の性質も同一といえる。研究の方法としては、2013（平成25）年5月～9月にかけて、苓北町役場、各区の財産区分収林担当者・区長等に対する聞き取り調査および文献収集を行った。

III 苓北町志岐財産区分収林の概要

1. 志岐財産区の概要

熊本県天草郡苓北町（人口7,981人、3,195世帯）は、天草下島の最西北端に位置する。みかんやレタスを中心とした農業や漁業、天草陶石の産地として知られるが、1995（平成7）年に九州電力苓北発電所（火力発電所）が稼働してからは、発電所関連産業が町の産業の中で大きな位置を占めている。苓北町は1955（昭和30）年に坂瀬川村、志岐村、富岡町が合併して誕生し、翌年に都呂々村が編入合併して現在に至っている（2）。

昭和の合併時、旧富岡町を除く3旧村の持っていた山林原野については財産区が設置された（1）。本論文が調査対象とする志岐財産区はその1つである。志岐財産区の現在の経営面積は569.6ha（人工林率約60%）である。このうち直営林は155.49ha、公社分収林105.76ha、官行造林地19.55ha、各区と財産区の分収林である担当区分収林が288.8haとなっている。

志岐財産区には財産区議会（定員4名）が置かれているほか、風倒木、ゴミ投棄などの見回りを行う山林取締委員が1名置かれている。志岐財産区の権利者は、志岐地区に居住する新旧全ての住民となっている。

2. 志岐財産区における財産区分収林の概要

昭和の合併前の旧志岐村は、1889（明治22）年に志岐村、上津深江村、白木尾村、年柄村、内田村の5村が合併して発足した。この5旧村のうち、志岐村は11の部落から成る大きな村であり、この範域は現在「志岐本区」と呼ばれている。一方、上津深江村は4部落から成り、他の3村はそれぞれ1部落から成っていた。なお、当時の部落は現在はそのまま行政区へ引き継がれている。

旧志岐村では当初、旧村の村持山は各々の部落で管理されてきたが、部落有林野統一政策により、県の指導のもと1925（大正14）年に志岐村有林として統一された。ただし、部落間で山林・原野の面積に偏りがあったため、均衡を取るために、統一面積687町69畝のうち170町2反については、各旧村の持っていた山林面積および戸数に応じて稼山が設置された。稼山は当初、薪炭材等を得るための雑木林であったが、拡大造林時代に植林されたところもある。

志岐財産区となってからは、拡大造林を背景に財産区

有林において各区により積極的に造林された。その際は、区と財産区の間で7：3の分収契約が結ばれた。財産区分収林は、旧志岐村に合併する前の5旧村（うち2旧村は合同で1箇所）および、志岐本区の全11行政区（旧炭坑の従業員が住む1区を除く）の合計15団体が持っている。

IV 貢産区分収林をめぐる新旧住民の権利関係

1. 貢産区分収林の管理・利用内容

財産区分収林のこれまでの管理内容は、調査事例間で大きな違いが見られなかつたため、ここではまとめて見ていく。

財産区分収林の多くでは今から40～50年前に植林され、それにより分収林が設定された。植林後の15～20年ほどは、春・秋の2回あるいは夏に2回ほど下草刈りが行われてきた。植林作業および下草刈り作業はすべて義務出役でなされ、不参者には2,000～4,000円の出不足金が課されていた。現在ほとんどの区において下草刈り作業は行われていない。一方、境界確認作業は毎年あるいは2～5年に1回は役員等により実施されている。現在、必要な間伐作業は森林組合へ委託し、造林補助金を利用して実施している。

各財産区分収林においては、過去に公共事業（道路の開設）を導入する際の補償金收入や、旧村時代に植林した木の伐採收入を得てきた。それらの一部は、小学校建設・神社修繕の際の地元負担金など区で大きな出費が必要なときに活用されたが、現在も数十万～数百万円の貯金がある場合が少くない。

2. 貢産区分収林における新旧住民間の権利関係

調査対象事例は、調査への協力が得られること、5旧村のうちなるべく広くカバーすることを選定基準とし、志岐本区から3事例（A区、B区、F区）と、他の旧村より3事例（C区、D区、E区）を選定した。これら6区における対応は、①新旧分離、②新戸許容、③折衷策、の3パターンに分けられる。

①新旧分離

財産区分収林の権利は旧戸の権利者に限られ、新戸には権利を与えていないのがA区とB区である。ともに町の中心部に近いことから、混住化の進展度合いが大きい。両区ともに財産区分収林の組織は区と分離しており、独自の会計を持っている。区総会とは別に年に1回総会が開かれている。

A区では、財産区分収林メンバーは旧戸の29戸に限られており、現在、新戸の取得は許されていない（ただし、かつて分家が加入金を払って加入するケースがあつ

表一 1. 調査対象事例における財産区分収林の管理および権利関係

Table 1 Rights and management of the profit-sharing afforestation on Shiki property ward

区名	A区	B区	C区	D区	E区(4行政区合同)	F区
区分	新旧分離		新戸許容			
戸数	全戸数 62	110	66	58	181	約70
	旧戸の割合 50%	36%	70%	91%	64%	80%
組織/会計 (区との関係)	管理組合(区と分離)/ 独自会計	山林組合(区と分離)/ 独自会計	区の一部/ 特別会計に數 百万円の貯金。(お宮修 繕等に支出)	区の一部/ 以前は山の特別 会計があつたが現在は区会 計と合同	区の一部/ 区会計と合同	区の一部/ 山林会計(区の 特別会計)に約80万円の 貯金
	役員 2名(組合長、会計各1 名)	3名(会長、副会長、会 計)任期2年。	区長・副区長が任務に当 たるほか、担当者1名(森 林組合勤務)。	特に置かれていらない。必要が あれば区長・区の協議委員 が協議する。	新旧区長計8名が担当	区長+山林委員2名
	総会 年に1回開催	年に1回開催		報告事項は区総会にて報告	年に1回開催	区の総会時に開催
山林管 理	管理活動 年に1回草刈り・間伐等 を実施(平成26年以降 は2年に1回に変更)	10年以上作業を実施せ ず。間伐は森林組合へ 委託。	約15年前まで春・秋に草 刈り・枝払いを実施。間 伐は森林組合に委託。	春・秋の年2回、2区合同で草 刈りを実施していたが、現在 は行わす。間伐は森林組合 に委託。	20数年前までは4区合同の管 理作業を年に1回実施。欠席は 3000円、女性が出ると2000円の 出不足金。	約20年前まで年に2回作業 を実施。出不足金4000円。 間伐は森林組合に委託。
	境界確認作業 山での作業時に確認	現在は必要ないので実 施していない	4, 5年に一度、区長と区 の議員が実施	2年に1回区長と区協議委員 が実施	地籍調査後は実施していな い	役員が実施(手当あり)
権 利 関 係	権利者の範囲 29戸(旧戸のうち権利者 のみ)	40戸(旧戸)	区民に一致	区民に一致	権利者は旧戸のみ。ただし、新 戸も区を通して恩恵は受ける。	区民と同じ(ただし、収益 が上がりば山作業の参加 度合い等に応じて分配)
	新規取得の可 否と要件 現在は不可(植林・育 林している頃は分家の 加入があった)	実質不可	区民になれば権利取得	区民になれば権利取得	権利者への新規加入はできな いが、新戸も区を通して恩恵を 受ける	区民になれば権利取得
	転出時の対応 脱退金を支払う	家があれば権利を残す		過去に前例なし	脱退金なし	脱退金を支払う

(ヒアリングをもとに筆者作成)

た)。逆に、転出せずに脱退した家がこの20年で少なくとも2戸ある。脱退者には、加入金とほぼ同額の脱退金を支払った。A区では調査事例の中でも唯一、現在も義務出役による山林作業が継続されており、境界確認を兼ねた下草刈り・除間伐作業(1~2時間)と総会を現場で行っている。不参者には出不足金(2,000円)が課され、参加者には弁当代500円と、機械を提供した人には手当500円が支払われている。

近年A区ではメンバーの高齢化が進み、この数年で何人が亡くなつたことから、これまでの努力が報われないと問題になった。そこで、2013(平成25)年には山林会計に組まれていた200万円の定期預金を解約して29名の権利者で分配した。なお、定期預金の他に運営資金は数十万円が残されている。山作業についても、作業を2年に1回に減らし、出不足金を廃止し、代わりに参加者に2,000円の日当を払う方式に変更された。

B区の財産区分収林メンバーは約40戸で、区とは別団体となっている。B区は全110戸の大規模な区であるが、そのうち約30戸は約20年前に住宅造成したもので、町内他地域から来た人が多い。新戸には財産区分収林への加入希望者はおらず、また門戸も開いていないため、自然と区とは分離した。転出者については、家が残っている人には権利は残している。財産区分収林は区とは別組織で別会計であり、年に1度総会も実施している。この10年以上は山の作業はしておらず、間伐は森林組合に委託している。

②新戸許容

C区とD区はともに新戸が比較的少なく、両区ともに新戸を含めた区全体の財産として財産区分収林を位置づけている。

C区は66戸中の約20戸が新戸であるが、財産区分収林は区の財産として位置づけられている。そのため、新戸も区へ加入すれば旧戸と同様の権利が発生する。C区は旧村時代に植えた木の伐採により多額の収入を得ており、それらは神社の修繕等に活用されてきた。伐採収入等が多かつた頃は特別会計が設けられていたが、現在は区会計に繰り入れられている(山会計分は約400万円の貯金)。現在、森林組合に勤務する人1名が山の担当者となっているが、森林管理に関する主な意思決定は区長・副区長が行っている。

D区の財産区分収林は隣の旧村であるG区と合同で設置されており、現在も2区が合同で管理にあたっている。分収林の収益を得た場合は、2区が半分ずつ受け取ることになっている。D区はC区よりも新戸はさらに少なく、58戸中5戸である。D区では、財産区分収林は区の財産と同等に位置づけられており、新戸でも区民になれば権利が発生するとされている。過去に山の特別会計があつたが、現在は区の会計と合算されている。D区では現在、山の役員は特に設けられておらず、何かあれば2区の区長と区の協議委員が話し合って決めている。境界確認も、2区の区長と協議委員が2年に1回行っている。なおD区では、過去に転出した家はないため転出時の対

応は特に決まっていない。

E 区は他の事例と異なり、4つの行政区を持つ旧村である。E 区内の4行政区は、各々が独立した地域自治組織として活動している。ただし、財産区分収林についての行政区単位では持たず、4区合同で持つのみである。E 区内の旧戸数はかつての半分以下の約120戸にまで減り過疎化が進んできたが、近年の住宅地造成により65戸増加して全戸数は181である。4行政区の合同であるE 区の主な活動は、神社の祭礼実施と財産区分収林の管理である。そのため、財産区分収林からの収益金は神社の修繕や祭礼運営費に充てられている。E 区では、新戸には財産区分収林の権利は与えないとしており、もし将来収益を分配するようなことがあれば新旧住民間で権利差が設けられると考えられるが、実際は財産区会計は区会計と同一になっているため、新戸であっても区民は等しく恩恵を被っている。そのため、実質的には新戸許容といえる。

③新旧分離+新戸許容の複合

F 区は約70戸のうち8割が旧戸である。F 区では、財産区分収林は新戸も含めた区の財産として位置づけられている一方で、新戸と旧戸の間で収益の分配方法を変える措置もとっており、その実態は新戸許容と新旧分離の折衷案といえる。

F 区では、旧戸と新戸では山作業への参加度合いが異なるため、平等性を保つために次のような措置をとっている。まず、分収林から収入を得た場合は全体の3割を区の会計へ繰り入れる。次に残りの7割については、新旧含めた全戸が山作業への参加状況（および出不足金の支払い状況）をもとに点数化されており、その点数に応じて各戸に分配する。F 区では転出により脱退することになるが、7、8年前にすべての転出者に対して区総会で各戸の脱退金が計算して支払われた。道路を開設する際の補償金や出不足金等の収入により、山林会計（特別会計）には約80万円の定期預金がある。

V 考察

新旧分離の事例を見てみると、A 区に典型的に見られるように、脱退時の払い戻し、分家の新規加入の際の加入金、貯金を崩して権利者で分配するなどの行為から、財産区分収林の権利は一戸に一つの個別権利として明確に認識されていた。それまでの義務出役での労働によって財産を作り上げてきたという意識が非常に強いため、このような個別権利として認識されるに至ったと考えられる。また、A 区、B 区ともに新戸の割合が高いため、新戸の大幅な増加により権利意識がより際立つことも

考えられる。

F 区は、各家を義務出役への参加度合いで数値化するなど、A 区・B 区と同様に分収林へ投下した労働の対価としての財産価値に重点を置いている。一方、区の財産として管理されてきた経緯から、収益の3割は区会計に入れる措置が取られ、区の財産としての側面と、旧戸の権利意識を工夫して両立させている。

C 区、D 区、E 区では財産区分収林は区の一部として認識され、また実際に区と一体的に管理されてきた。山林会計が途中から区会計と合算されたことにも、その実態を見ることができる。また、両区とも新戸が比較的少ないため、分収林と区の一体化に対する抵抗感も少ないと考えられる。これまで分収林からの収益を区の支出に充ててきた経緯も、分収林と区の一体化に寄与したのではないか。D 区の区長は、「将来、分収林から大きな収益が出て、当面は区で大きな出費がない場合は、収益の分配という案も考えるかもしれない。しかし、今まで収益を区の出費に充ててきたため、新旧住民間の権利関係はあまり意識されていないのではないか。」と話していることからも伺える。

以上より、新旧分離と新戸許容を分ける要因として、新旧住民の割合（混住化の進展度合い）が大きな要素となっていると考えられるが、加えて、分収林からの収益をどのように活用してきたか、区とどれだけ一体化してきたかという点も考えられる。

引用文献

- (1) 苓北町（1974）苓北町20年の歩み 町制施行二十周年記念誌、苓北町、276pp.
- (2) 苓北町（1984）苓北町史、苓北町、1280pp.
- (3) 山下詠子（2011）入会林野の変容と現代的意義、東京大学出版会、東京、272pp.